

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年4月1日
【会社名】	明治海運株式会社
【英訳名】	Meiji Shipping Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C00 内田 貴也
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市中央区明石町32番地
【電話番号】	神戸078(331)3701
【事務連絡者氏名】	常務取締役 笹原 弘崇
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒一丁目18番11号 明治海運株式会社 東京本部
【電話番号】	東京03(3792)0811
【事務連絡者氏名】	常務取締役 笹原 弘崇
【縦覧に供する場所】	東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等に関し、異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

① 存続する監査公認会計士等の名称

協立監査法人

② 消滅する監査公認会計士等の名称

神明監査法人

(2) 当該異動の年月日

2022年4月1日

(3) 消滅する監査公認会計士等の直近における就任年月日

2021年6月29日

(4) 消滅する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である神明監査法人（消滅監査法人）は、2022年4月1日付で、協立監査法人（存続監査法人）と合併したことに伴うものであります。

これに伴いまして、当社の監査証明を行う監査公認会計士等は、協立神明監査法人（合併後に協立監査法人より名称変更）となります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る消滅する監査公認会計士等の意見

特段の意見はないとの申し出を受けております。